

第4期鎌ヶ谷市地域福祉計画

令和3年度事業の総括

思いやりと支えあいがあり、

誰もが健康でいきいきと暮らせるまち かまがや



鎌ヶ谷市

第4期鎌ヶ谷市地域福祉計画の進捗管理・評価（令和3年度事業の総括）

鎌ヶ谷市では、地域福祉を推進するための指針として、令和3年3月に「第4期鎌ヶ谷市地域福祉計画」（計画期間：令和3年度から令和8年度まで）を策定しました。

本計画は「思いやりと支えあいがあり、誰もが健康でいきいきと暮らせるまち かまがや」を目指して、3つの基本目標、10の施策、76の事業で構成されています。

本計画に基づく地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進していくために事業展開についての評価を行い、その都度見直しができるよう以下のように「計画の進捗管理・評価」を行いました。

1 進捗管理・評価

鎌ヶ谷市及び鎌ヶ谷市社会福祉協議会の取組についての進捗管理を行い、計画に基づく事業展開ができたのかを検証しました。その結果を市民や関係団体の代表者からなる「鎌ヶ谷市地域福祉計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）」に報告し、意見をいただきました。

2 進捗管理・評価の項目

計画の進捗管理・評価にあたっては、以下の項目について実施しました。

- (1) 計画に基づく年度内の取組状況（具体的な取組、事業展開に対する成果）
- (2) 取組内容の評価（進捗状況、課題や今後の方針）
- (3) 協働事項（解決のために、市民や地域に対して協力してもらいたいこと）

3 評価体制（スケジュール）

- (1) 計画の進捗管理・評価シートの作成（7月）

進捗管理・評価シートを作成し、当該年度の事業が達成できたかどうかを各事業担当課で自己評価を行いました。

- (2) 委員会での評価（9月）

行政が記載した課題や今後の取組方針などに対し、市民、地域が解決できることや、行政への要望など、自助・共助・公助及び協働の視点に立ったご意見を委員会委員からいただきました。

- (3) 寄せられた意見に対する市の考え方を集約（10月～11月）

委員会委員からの取組に対する意見や行政への要望、市民・地域・団体に協力できることや提案などに対して、事業担当課の考え方を確認しました。

(4) 評価結果の報告、公表（1月～3月）

委員会からの評価結果を受け、市（事業を行っている担当部署）及び社会福祉協議会、もしくは活動団体へ報告を行い、その後、市ホームページ等を通じて評価結果を公表します。

(5) 各事業について次年度の取組への反映（1月～翌年度）

評価結果（委員会から課題解決につながる意見、提案等）を受け、事業の主体が市の場合は、地域福祉計画に示された施策の方向に沿って具体的な事業や各分野別の個別計画への反映を、事業の主体が社会福祉協議会や活動団体の場合は、それぞれの活動方針等に反映していただき、次年度の取組に向けてそれぞれ連携を図りながら着手していきます。

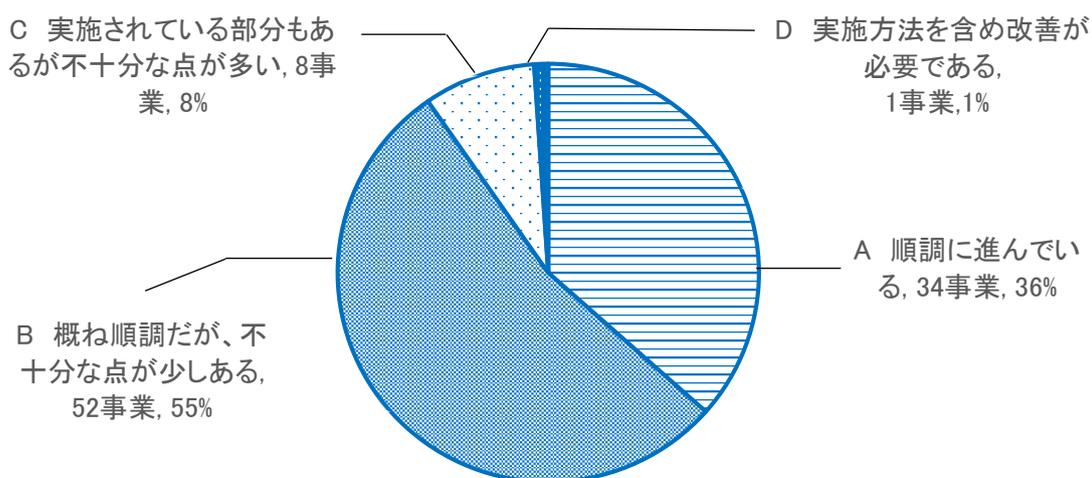
4 進捗状況・評価の結果

【地域福祉計画の進捗状況】

令和3年度の取組事業が達成できたかどうかをA～Dの4段階で確認しました。

区分	R3実績 (事業担当課)	構成割合 (%)
A 順調に進んでいる	34	36%
B 概ね順調だが、不十分な点が少しある	52	55%
C 実施されている部分もあるが不十分な点が多い	8	8%
D 実施方法を含め改善が必要である	1	1%
合計	95	100%

※ 76事業を14の担当課及び鎌ヶ谷市社会福祉協議会が推進しており、1つの事業を複数の課が担当しているため、評価の合計数は95となっています。



5 総合評価

令和3年度事業に対する評価は、A評価（順調に進んでいる）が34事業、36%、B評価（概ね順調だが、不十分な点が少しある）が52事業、55%となっており、A評価とB評価を合わせた評価の合計は86事業、91%となりました。

また、C評価（実施されている部分もあるが不十分な点が多い）は8事業、8%、D評価（実施方法を含め改善が必要である）は1事業、1%という結果になりました。

A評価とB評価を合わせた評価の合計が86事業、91%と大半を占めることができた要因として、コロナ禍にあって、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う新しい生活様式に配慮した、各事業への取組方法が浸透してきた点が挙げられます。今後も継続が見込まれるコロナ禍において、引き続き「Withコロナ」の活動のあり方を検討してまいります。

C評価（実施されている部分もあるが、不十分な点が多い）の事業として、地区社会福祉協議会の活動（No3）、ボランティアの育成と連携機能の強化（No7）、成人講座、ふれあいまつり等の学習センター主催事業（No16）、介護予防・日常生活支援総合事業（No25）、道路・歩道等の整備（No59）、成年後見制度の周知と活用（No69）、家族に対する支援（No73）があります。

地区社会福祉協議会の活動（No3）、ボランティアの育成と連携機能の強化（No7）、成人講座、ふれあいまつり等の学習センター主催事業（No16）、成年後見制度の周知と活用（No69）、家族に対する支援（No73）については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、中止や縮小を余儀なくされたことから、講座や講演会等について十分な活動を行うことができませんでした。今後も引き続き、コロナ禍における活動のあり方を検討してまいります。

介護予防・日常生活支援総合事業（No25）については、専門職向けの研修や多様なサービスの構築が不十分であることから、それらの構築に向けた検討を進めてまいります。

道路・歩道等の整備（No59）については、用地買収等を伴うため多額の費用と多くの年月を要することから短期間で成果を出すことは困難ですが、国からの交付金などの限られた財源のなかで成果を挙げられるよう取り組んでまいります。

D評価（実施方法も含め改善が必要である）の事業として、市民後見人の育成（No71）があります。

コロナ禍における活動のあり方を検討するとともに、この事業は社会福祉課、障がい福祉課、高齢者支援課、社会福祉協議会が担当課となっていることから、協働で事業を行うことも1つの方策として捉え、事業を推進してまいります。

本計画をより実効性の高い計画とするため、進捗状況の管理については本計画の最終年度である令和8年度事業まで進めていきます。

令和3年度の進捗状況につきましては資料1を、委員から寄せられた意見とそれに対する市の方針につきましては資料2をご覧ください。

なお、委員から寄せられた意見につきましては、事業の担当課にフィードバックするとともに、第4期鎌ヶ谷市地域福祉計画につなげ、一層の地域福祉の推進を図ってまいります。